

(所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約に関する交換公文)

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約（以下「条約」という。）に言及するとともに、両政府間で到達した次の了解を日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

1 条約第三条 1 (m) に関し、「年金基金」には、次の (a) 及び (b) に規定するもの並びに条約の署名の日の後に成立した法律に基づいて設立される同一の又は実質的に類似するものを含むことが了解される。

(a) 日本国の次に掲げる法令の規定に従って実施される年金制度又は退職手当に関する共済制度として設立される年金基金

(i) 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）

- (ii) 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）
- (iii) 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）
- (iv) 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）
- (v) 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第百四十五号）
- (vi) 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）
- (vii) 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）
- (viii) 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）
- (ix) 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）
- (x) 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）
- (xi) 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）
- (xii) 小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）
- (xiii) 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）

(b) オランダの次に掲げる法令の規定に従って規制される年金機関

- (i) 年金法
  - (ii) 義務的職業年金計画法
  - (iii) 二千年の産業部門年金基金（義務的参加）法
  - (iv) 公証人法
  - (v) 金融監督法
- 2 条約第十条から第十二条まで及び第二十条の規定に関し、これらの規定を適用することにより、受益者として一方の締約国の居住者の地位を決定するに当たり、他方の締約国は、経済協力開発機構の所得及び資本に関するモデル租税条約の注釈書に示される「受益者」の解釈に関する原則を考慮に入れるものとすることが了解される。
- 3 条約第十七条1及び2の規定に関し、次の(a)及び(b)に掲げる要件を満たす場合には、退職年金その他これに類する報酬（社会保障制度に基づく給付を含む。）及び保険年金は、適正に課税されているとされることが了解される。
- (a) 当該給付に対し給与所得について適用する税率と実質的に同等の税率で租税が課されること。

(b) 当該給付の額の九十パーセント以上が当該租税の課税標準の額に含まれること。

さらに、当該給付の額のうち、日本国の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）において認められる公的年金等控除額に相当する額は、当該課税標準の額に含まれ、かつ、給与所得について適用する税率と実質的に同等の税率で租税が課されるものとされることが了解される。

4 条約第二十一条7の規定に関し、一方の締約国の権限のある当局は、条約の特典を与えないこととする前に、他方の締約国の権限のある当局に対して通知する。

5 条約第二十二條の規定に関し、適格な株式の所有に関連して受け取る配当に係る法人税を免除すること（資本参加免税）に関するオランダの法令の規定に従い、オランダの居住者である法人であつて、日本国の居住者である法人から配当を取得するものは、オランダの租税に関し、配当を支払う法人がオランダの居住者であるとしたならば与えられたであろう救済と同一の救済を受ける権利を有することが了解される。

本官は、前記の了解がオランダ政府により受諾される場合には、この書簡及びその旨の閣下の返簡が両政府間の取極を構成するものとみなし、その取極が条約の効力発生時に効力を生ずるものとすることを提案

する光榮を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

二千十年八月二十五日に東京で

日本国外務副大臣 武正公一

日本国駐在オランダ王国特命全權大使

フリリッポ・ドウ・ヘーア閣下

(オランダ側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本使は、オランダ政府が前記の了解を受諾し得るものであることから、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の取極を構成し、その取極が条約の効力発生の際に効力を生ずるものとすることを確認する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

二千十年八月二十五日に東京で

日本国駐在オランダ王国特命全権大使

フリリップ・ドウ・ヘーア

日本国外務副大臣 武正公一閣下